

〔注〕平成22年8月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この基準は、松島町建設工事執行規則(昭和59年松島町規則第4号)第4条第2項及び第7条の規定により競争入札(一般競争入札又は指名競争入札)に参加する者に必要な資格の基準、及び町が執行する建設工事の請負に係る指名競争入札等に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の資格について必要な事項を定め、もって競争入札等の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(競争入札に参加する者の格付け基準)

第2条 競争入札に参加する者に必要な資格は、競争入札に参加を希望する者について、経営事項審査結果通知書の各建設工事の種類別の総合評点に基づき別表の区分により定めるものとする。

2 経営事項審査結果通知書が(現に申請中などの理由により)提出されていない場合は、自己資本額及び技術職員の数等が同規模である業者と同等級の格付け、又は本年度以前に提出のあった結果通知書の総合評点のいずれか低い方で格付けするものとする。

(資格の基準)

第3条 入札参加者の競争入札は、発注工事の種類ごとに別表に示された有資格者(松島町建設工事執行規則第5条第4項の規定により競争入札の参加を承認された者をいう。以下同じ。)の中から行うものとする。

2 次の1に該当する工事については、前項の規定にかかわらず施工能力、施工実績、信用度及び発注時期における受注状況等を勘案して入札参加者とすることができるものとする。

- (1) 災害応急復旧工事
- (2) 技術的に特殊な工事及びこれに関連する工事
- (3) 技術的水準の維持を要する工事
- (4) 短期間での完成を要する工事

(入札参加者等)

第4条 前条により入札参加者とする場合は、次によるものとする。

- (1) 次に該当する場合は、参加者要件として考慮すること。
 - ア 工事成績が特に優秀であると認められるとき
 - イ 安全管理及び労働福祉の状況が優秀と認められるとき
 - (2) 次に該当する場合は、参加させない要件として考慮すること。
 - ア 不誠実な行為が認められるとき
 - イ 経営状況が不健全と認められるとき
 - ウ 安全管理及び労働福祉の状況が不適切と認められるとき
- 2 前項に掲げるもののほか、次の事項を総合的に勘案するものとする。
- ア 過去の工事成績
 - イ 手持ち工事及び技術者の適正配置
 - ウ 当該工事に対する地域特性及び技術的特性

(資格基準の公表等)

第5条 第2条により定めた資格の格付けについては、競争入札等の基準の提示に必要な場合公表する。

(その他)

第6条 この基準の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
(競争入札参加の資格を定める基準の廃止)
- 2 競争入札参加の資格を定める基準(昭和51年告示第54号)は、廃止する。
附 則(平成20年4月1日告示第71号)
この告示は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年4月1日告示第63号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成22年6月16日告示第131号)
この告示は、平成22年6月16日から施行する。
附 則(平成22年8月31日告示第176号)
この告示は、平成22年8月31日から施行する。

別表

(一部改正〔平成22年告示176号〕)

松島町競争入札参加条件設定に係る条件の基準

建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	細別	対象工事 価格	評点の 範囲	地域要件	備考	
土木一式工事	土木工事業	維持工事	1,000万円未満	400点以上	松島町	本店・営業所を有する者	
			1,000万円以上5,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市	本店・営業所を有する者	
			5,000万円以上	800点以上	上記に仙台市を加えた地域	本店・営業所を有する者	
		新設・改良工事	3,000万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市	本店・営業所を有する者	
			3,000万円以上5,000万円未満	600点以上	上記に仙台市を加えた地域	本店・営業所を有する者	
			5,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
		その他土木工事	5,000万円未満	600点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
			5,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
			下水道管渠工事	1,000万円未満	400点以上	松島町	本店・営業所を有する者
				1,000万円以上5,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市	本店・営業所を有する者
				5,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者
建築一式工事	建築工事業	木造	5,000万円未満	400点以上	松島町	本店・営業所を有する者	
		非木造	5,000万円未満	500点以上	宮城郡・塩竈市・多賀城市	本店・営業所を有する者	
		木造・非木造	5,000万円以上1億5,000万円未満	800点以上	上記に仙台市を加えた地域	本店・営業所を有する者	
		木造・非木造	1億5,000万円以上	1,000点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
電気工事	電気工事業		1,000万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者	
			1,000万円以上3,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者	
			3,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
ほ装工事	ほ装工事業		500万円未満	500点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者	
			500万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
塗装工事	塗装工事業	一般塗装・路面塗装	500万円未満	400点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
			500万円以上	600点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	
防水工事	防水工事業		500万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者	
			500万円以上	600点以上	宮城県	本店・営業所を有する者	

機械器具装置工事	機械器具装置工事		1,000万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			1,000万円以上5,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			5,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者
電気通信設備工事	電気通信設備工事費		500万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			500万円以上3,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			3,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者
水道施設工事	水道施設工事	上水配水管工事	3,000万円未満	800点未満	松島町	本店・営業所を有する者
			3,000万円以上5,000万円未満	800点未満	宮城郡、塩竈市、多賀城市	本店・営業所を有する者
			5,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者
		上水道施設工事	1,000万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			1,000万円以上5,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			5,000万円以上	800点以上	宮城県	本店・営業所を有する者
		終末処理場設備工事	1,000万円未満	400点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			1,000万円以上5,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市	本店・営業所を有する者
			5,000万円以上	1,000点以上	宮城県	本店・営業所を有する者
その他工事	その他工事	その他工事	500万円未満	400点以上	松島町	本店・営業所を有する者
			500万円以上1,000万円未満	600点以上	宮城郡、塩竈市、多賀城市	本店・営業所を有する者
			1,000万円以上3,000万円未満	800点以上	上記に仙台市を加えた地域	本店・営業所を有する者
			3,000万円以上	1,000点以上	宮城県	本店・営業所を有する者